



# TCフォーラム 中央情報

2008年6月20日発行  
第22号

TCフォーラム  
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行  
東京都中野区中野  
2-13-26-301  
電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

## 「いま税務署で何が起きているのか」

西田富一氏 (納税者権利憲章をつくる大阪の会代表世話人・税理士) 講演

さる5月31日(土曜日)、東京税理士会館においてTCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)の第16回定時総会が開催された。総会に先立ち西田富一氏に「いま税務署で何が起きているのか」と題して講演をしていただいた。西田氏は税理士で「納税者権利憲章をつくる大阪の会」の代表世話人でもあるが、小説家としても活躍している。当日は会場で先着30名の方々に西田氏の小説「仮名預金」(雑誌『民主文学』掲載)を贈呈、また、同氏の処女作である『小説・ザ税務署』が特別価格で販売された。

小説家として活躍する西田氏の講演は、はじめに、横山ノック府知事や橋下府知事を生んだ「特

殊大阪の風土」を紹介しながら、税金の話の小説にする難しさ、その苦労について裏話をまじえて話してくれた。以下西田氏の講演の要旨を紹介する。

### 驚くべき電子申告(e-Tax)利用率引き上げ競争

西田氏は「いま税務署で何が起きているのか」というテーマについて、かつて氏が税務署の職員であった頃と対比しながら現在の特徴点を指摘。とりわけ、今年の確定申告時の異常事態として、e-Taxの利用件数引き上げのため各税務署の熾烈な競争状況を紹介。当初、e-Taxの利用率目標は2007年に2%、2008年に3%、2009年に8%、2010年に22%、2011年に50%となっていた。それが、2008年は目標値の3%をはるかに超え、14.2%にも達したという。

日本は行政におけるIT化が世界20位と遅れており、また住基カードの普及率も4%しかない状況にある。にもかかわらず、国税庁が進めるe-Tax化が目標をはるかに上回ったのは国税庁の異常な体質がもたらしたものであると指摘。「初回来署型電子申告」という言葉を初めて聞いた人もいると思うが、これは税務署に来た納税者を強引にe-Taxの申込コーナーに引きずり込むというもの。ノルマ主義により、e-Taxの普及競争をかりたて、署員に猛烈な尻たたきを行った。高齢者など嫌がる納税者まで無理矢理e-Taxコーナーに連れ込む。三重県の鈴鹿市、津市では市役所に税務署の強引なe-Tax勧誘に対

### TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)特別講演「いま税務署で何が起きているのか」

講師・西田富一先生(税理士・納税者権利憲章をつくる大阪の会代表世話人)



小説家としても活躍している西田富一先生の講演

する苦情が殺到したという。

ひどいのは手書きで収受した申告書を納税者の了解を得ずに署員が勝手にe-Taxで入力するというところまでやっている。これは刑法157条「電磁的記録不正使用」に抵触する行為。本来e-Taxにより仕事が楽になるはずのものが、昼休みもとれず、残業が続く労働強化で税務署員もクタクタ。各署にノイローゼ患者増加。

### 大衆増税時代でアルバイト増員、税理士へ下請、相変わらず強権的税務調査

国家公務員の定員削減で申告者数が増加しているにもかかわらず、税務署員の増員ができない。そこで、アルバイトを6,500人使い、税理士会に下請（アウトソーシング）に出す。一方、税務調査は成績主義により前年実績を上回る件数を消化せよという。職員は増差主義、件数主義に追まわられている。とくに飲食業関係に手荒な「リョウチョウ方式」を展開している。過去にも「北村事件」、「矢野事件」、「紀ノ川農協事件」、「今津事件」、「枚方事件」などが起こっている



会場いっぱいの参加者で大署名運動を確認

が現在でも似たような事件が続発している。たとえば福島県相馬税務署の税務調査で3人自殺、東京では個人タクシーの調査で4~5人自殺など。

### 税務署員の不正事件頻発

増差税額主義、出世主義は末端の税務署員まで及んでいる。たとえば今年5月に典型的な事件が発覚した。広島市内の税務署勤務の31歳の調査官（法人税担当）は自分が担当した法人24社のうち3社に重加算税を賦課する虚偽の通知書を被調査法人に送達した。重加算税賦課決定通知書は後日、その法人に「誤送付だった」として回収したが、自分の成績をあげるため重加算税は自分で納付していた。そこまではうまくいったのだが、これらの法人に地方税の重加算金の通知が来て不正がばれてしまった。その調査官は「重加算税事案をあげれば出世できると思った」と話しているという。調査官は懲戒免職。

ほかにも税務署員の還付金詐取事件や大阪国税局管内の税務署幹部職員に対するワイロ事件などが頻発している。

### 納税者権利憲章の制定を

納税者に対するプライバシーの侵害、人権侵害、営業妨害など歪んだ税務行政を是正するためには、納税者権利憲章の制定が必要。OECD加盟国30カ国中、先進国で納税者権利保護法がないのは日本だけ。大署名運動、国会議員への要請で法制化を勝ち取らなければならない。

#### 会場からの発言

#### 会場からの発言①……個人タクシー事件について

東京・葛飾民商から個人タクシーの推計課税事件により自殺者が出ている実情について報告があった。一昨年から昨年にかけて個人タクシーに対し、推計により7年間さかのぼり、しかも重加算税をかけるというひどい調査が行われた。民商は相談に見えた個人タクシーの運転手さんに、調査日は納税者の都合で決め、ハンコは簡単に押さないこと。7年さかのぼるのはおかしい、青色申告をしているのだから修正申告をするなら3年でいいはず。重加算税はおかしい。もし、重加算税

の対象となるような仮装・隠蔽があるなら、青色申告を否認し65万円の青色申告特別控除も否認すべきであるが、それは否認していない。つまり、青色申告に適う帳簿・書類が保存されており、仮装・隠蔽がなかったということだ。いずれにせよ、納税者の権利を学ぶことが大切だということが分かった。

#### 会場からの発言②……地方税の滞納問題について

神奈川から地方税の滞納処分・差押えについて報告があった。平成19年分から個人住民税が一律10%になり、払えない人が続出している。また、個人住民税を基礎に算定される国民健康保険料も大幅に増え、納められない人が続出している。これに対し、例えば横浜市では担当職員一人につき50件～60件の差押えを行っている。差押え件数の多い職員を表彰するなどしてハッパをかけている。地方税の滞納整理は「国税徴収法の例による」と規定されているが、国税の滞納整理にあたっては取扱通達があり、この国税徴収に関する通達は「納税者有利の方向で取り扱う」ことが前提となっている。だが、国税の通達は地方税には及ばないから、地方税の滞納整理は手荒な手段によることが多い。例えばわずかな滞納額に対し市の職員が5人も来た例もある。国民健康保険料の滞納者に対しても横浜市はすでに590件差押えをしているという。

また、小田原市では住民税を滞納している者に対し、行政サービスを受けることができないとする条例を制定した。こうした乱暴な地方税の滞納整理を止めさせるには「地方税に対する納税者権利憲章」が必要ではないか。

#### 会場からの発言③……最近の税務行政の現場から

全国税労働組合員で現職の税務職員から発言があった。ノルマ主義的な国税庁の運営に矛盾が出ている。先に例示された広島市の法人税担当官の事件や、所得税申告書の偽造事件なども全てノルマ主義によるもの。

法人税では調査件数を上げるため「短期間調査方式」を導入しているが、短期といっても増差が出なければ出るまでやらされ、結局、長くなってしまう。税務署間でのe-Tax利用競争をおっているのは西田先生の講演にあったとおり。

また相談業務を圧縮し、テレフォン相談はやがて廃止する方向。すでに税理士からの質問は税理士会の中で消化するようにしている。納税者権利憲章は現場の税務署員にとっても必要なもので、早期に制定を実現してもらいたい。

#### 会場からの発言④……強権的な滞納整理に対するたたかい

最近の傾向として、地方税の滞納増加や消費税の免税水準の引き下げによる少額滞納が増加している。税務署の徴収担当は一人で400～500件を担当しており、今後ますます増えてくるのではないかと危機感を募らせている。いきおい、滞納整理が強権的にならざるを得ない。滞納税額の納付については、まず納税者と話し合って分納額を決めるのが徴収担当職員の最初の仕事であるが、いまでは分納額をあらかじめ決めて納税者に押し付けてくる。このやり方は間違っている。昭和51年に出された徴収法の通達にも「納税者有利の方向で取り扱うこと」が指示されている。にもかかわらず、最近の例では得意先の売掛金を押さえるとしながら、実際には得意先ではない別の業者から徴収したり、本来なら不動産を「担保」としてとればよいところを、不動産を差押えるということが行われた。こうした歪んだ滞納整理を正すためにも納税者権利憲章の制定が必要だ。



会場からの発言（宮本和夫氏）

# 6月～9月に100万人の大要請署名運動を ——第16回定時総会開催さる——

特別講演に引き続き、第16回TCフォーラム定時総会が開催された。総会は長谷川博氏（日本大学法科大学院講師・税理士）を司会に選任し、吉本貢氏（税理士）の開会の挨拶に続き以下の議事が提案され異議なく承認された。

- ① 2007年度の活動報告（別掲）
- ② 2007年度の収支決算報告及び監査報告
- ③ 2008年度の活動方針（別掲）
- ④ 2008年度の予算案
- ⑤ 2008年度の役員選任（別掲）
- ⑥ 国会議員からのメッセージ紹介（氏名別掲）

最後に全建総連税対部長の里見秀俊氏が閉会の挨拶を述べ散会した。本総会の参加者は8団体94名であった。

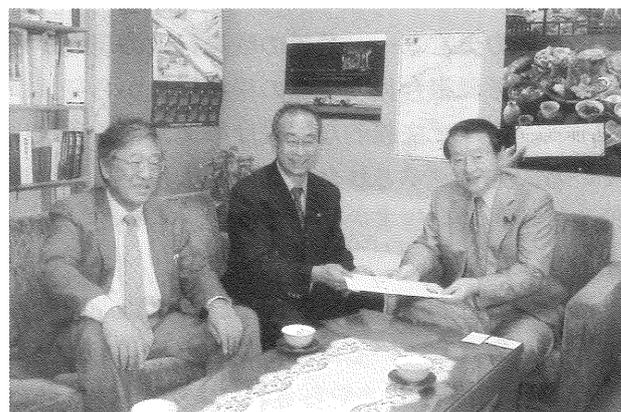
## 定時総会で承認された2007年度の活動報告

2007年4月1日～2008年3月31日

- ① 2007年6月16日 定時総会を開催（於、飯田橋レインボービル）。定時総会に先立ち特別講演として講師に落合博実氏（元朝日新聞記者）を招き「徴税権力・国税庁の研究」と題して講演をしていただく。演題と同名の落合氏の著書『徴税権力・国税庁の研究』（文芸春秋社刊）を販売。50部完売。参加者は全国から約80名。定時総会には自民、公明、民主、社民、共産の衆参両院議員ら15人からメッセージをいただく。
- ② 2007年7月23日 「TCフォーラム中央情報第21号」（落合博実氏講演特集）発行。
- ③ 2007年7月31日 パンフレット「落合博実氏特別講演会記録」を発行。2000部作成し、加盟団体と会員に配布。
- ④ 2007年8月20日 日本経団連が「21世紀政策研究会・研究主幹・朝長英樹」名で「開かれた立案手続きによる税制改革」と題する論文を発表。この中で「国税通則法に納税者の権利をしっかりと保護するという規定を設け」る必要があるとしている。
- ⑤ 2007年9月27日 「納税者の権利憲章をつくる大阪の会（OTC）」定期総会・講演会開催。講師として福田隆氏（毎日新聞大阪支社社会部記者・大阪国税局担当）が「番記者から見た税務行政の実態」と題して講演。
- ⑥ 2007年10月4日 民主党中川正春衆議院議員（民主党前税調会長・党NC財務金融大臣）と新たな国会情勢について面談。TCフォーラ



2007年11月15日、民主党税調会長・藤井裕久 衆議院議員に要望書を手渡すTCフォーラムのメンバー



2007年10月、民主党N.C財金大臣・中川正春 衆議院議員に要望書を渡す

ム側から湖東、里見、金田が出席。

- ⑦ 2007年11月15日 民主党税制調査会会長・藤井裕久衆議院議員と面談。民主党税調改正意見書に「納税者権利憲章の制定」を盛り込むよう要請。TCフォーラム側から湖東、吉本、粕谷、益子、長谷川らが出席。
- ⑧ 2007年12月26日 「民主党税制改革大綱」発表。その5、「納税環境の整備」において、「納税者の権利を明確にする“納税者権利憲章(仮称)”を制定する」と記載。

**2008年度TCフォーラム活動方針(案)**

TCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)は、会則第1条「納税者(タックスペイヤー)の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」との規定にのっとり、納税者権利憲章ないし納税者権利保護法の制定を目指し、以下の活動を行う。

- 1、「納税者権利憲章」ないし「納税者権利保護法」などの法制化を目指し、随時市民集会やシンポジウムを開催するなど、幅広い啓蒙運動を

行う。本年度は5月31日開催の定時総会・講演会(於、東京税理士会館)において、西田富一氏を招き、「いま税務署で何が起きているのか」と題して講演をしていただく。

- 2、当面、超党派による「国税通則法改正案」の成立を目指し、与野党国会議員に対し、同法案の成立を求める運動を展開する。そのために2008年6月～9月にかけて100万人の要請署名運動に取り組む。10月に取りまとめた要請署名を積み上げ院内集会を開催する。各党議員に紹介議員になってもらい衆参両院議長に署名簿を提出する。
- 3、納税者に対する権利侵害の状況を調査・集約し、広く世論に訴える。そのためにマスコミ関係者への働きかけを重視する。
- 4、業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。とりわけ、地方税における納税者の権利保護が重要であり、関連団体との連携を行っていく。
- 5、会員に対しニュース「TCフォーラム中央情報」を随時発行し情報を知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。

**100万署名で  
納税者権利憲章の制定を!!  
私たち納税者こそ国の主人公です**

■皆さんはこんな税務調査や税務行政にあった経験がありませんか。

納税者はみんな悪いことをしているという先入観に基づく、ルールのない税務調査、納税者のプライバシーを侵害するような税務調査、警察は悪いことをしなければ来ないけれど税務署は悪いことをしなくても来る……

- 納税者の協力がなければ国家財政は成り立ちません。しかし、納税者の人権が侵害される場合があります。納税者を国の主人公として尊重する納税者権利憲章が日本に制定されていないからです。

- すでに多くの諸外国においては納税者権利憲章ないし納税者権利保護法が制定されています。

**私たちは要求します**

- ◆事前通知のない無予告調査をしないこと
- ◆納税者のプライバシーを尊重すること
- ◆納税者を信じ、銀行や得意先の反面調査をしないこと
- ◆帳簿や書類を勝手に持ち帰らないこと
- ◆納税者に修正申告の強要をしないこと
- ◆税金を滞納せざるを得ない人も乱暴な差押をせず、紳士的に納税相談に応じること
- ◆諸外国のように納税者の権利について法制化すること



**先進国で納税者権利憲章がないのは日本だけ  
全党一致で納税者権利憲章を制定させましょう**

下の表は世界の納税者権利憲章ないし納税者権利保護法の制定状況とその内容を一覧したものです。諸外国に比べ日本の納税者に対する権利保護が著しく遅れていることがわかります。

世界の納税者権利保護の状況

項目	国	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	韓国	カナダ	スウェーデン
納税者権利憲章・権利保護法の有無		×	○	○	○	○	○	○	○
税務調査の事前通知の有無		×	○	○	○	○	○	○	○
調査の終了・足額通知の有無		×	○	○	○	○	○	○	○
修正申告の強要		×	○	○	○	○	○	○	○
オンブズマン制度の有無		×	○	○	○	○	○	○	○

■情は熟しています。

■日本に納税者権利憲章が制定されることを世界の納税者が待っています。すでに民主党、日本共産党、社民党の野党3党は2001年(平成13年)6月、衆参両院に対し「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」(日本版納税者権利憲章)を提出しています。熟念ながらそのときは廃案に追い込まれました。■その後、日本経団連や日弁連、日経ビジネスまで納税者権利憲章の制定を求めています。



機は熟しています。次の国会で法制定を勝ち取るために100万人の署名を!

取組団体

**TCフォーラム**  
(納税者権利憲章をつくる会)

〒164-0001 東京都中野区中野2-13-26-301  
TEL.03-3382-0124 FAX.03-3382-0125

## 2008年度TCフォーラム役員名簿（案）

区 分	氏 名	所 属 等
代表委員	北 野 弘 久	日本大学名誉教授
運営委員	植 松 省 自	税理士
	粕 谷 晴 江	税理士
	湖 東 京 至	元関東学院大学法科大学院教授・税理士
	里 見 秀 俊	全建総連税金対策部長
	谷 山 治 雄	税制経営研究所所長
	田 村 秀 樹	全国保険医団体連合会事務局
	鶴 見 祐 策	弁護士
	富 山 泰 一	不公平な税制をただす会事務局長・税理士
	谷 野 洋	全国商工団体連合会常任理事
	川 崎 賢 二	全国青年税理士連盟会長・税理士
	平 石 共 子	税経新人会全国協議会理事長・税理士
	益 子 良 一	専修大学法学部講師・税理士
	長谷川 博 貢	日本大学法科大学院講師・税理士
	吉 本	東京税財政研究センター理事長・税理士
事務局長	湖 東 京 至	税理士
事務局員	吉 本 貢	東京税財政研究センター理事長・税理士
同	金 田 弘 幸	全建総連
同	牧 伸 人	全商連
同	田 村 秀 樹	全国保険医団体連合会
同	長谷川 博	日本大学法科大学院講師・税理士
同	益 子 良 一	専修大学法学部講師・税理士
会計監事	宮 本 浩 一	税理士
同	坂 内 直 治	税理士

### 定時総会にメッセージを寄せていただいた国会議員関係の方々（五十音順）

- 上田 勇 (公明党衆議院議員、元財務副大臣)
- 海江田 万里 (前民主党衆議院議員、元衆議院財務金融委員会理事)
- 河村 たかし (民主党衆議院議員、衆議院法務委員会委員)
- 佐々木 憲昭 (日本共産党衆議院議員、衆議院財務金融委員会委員)
- 塩崎 恭久 (自民党衆議院議員、前内閣官房長官、党税調副会長)
- 大門 実紀史 (日本共産党参議院議員、参議院財政金融委員会委員)
- 滝 実 (無所属衆議院議員、元法務副大臣、元自治省税務局長)
- 谷口 隆義 (公明党衆議院議員、総務副大臣、公認会計士・税理士)
- 千葉 景子 (民主党参議院議員、参議院法務委員会理事、弁護士)
- 中川 正春 (民主党衆議院議員、衆議院財務金融委員会筆頭理事、党NC財務大臣)
- 藤井 裕久 (民主党衆議院議員、党税調会長、元大蔵大臣)
- 渕上 貞雄 (社民党参議院議員、党副代表)
- 水戸 将史 (民主党参議院議員、参議院財政金融委員会委員、税理士)
- 峰崎 直樹 (民主党参議院議員、参議院財政金融委員会委員長)
- 吉井 英勝 (日本共産党衆議院議員、衆議院経済産業委員会委員)
- 渡辺 喜美 (自民党衆議院議員、金融・行革・公務員制度改革担当大臣)